

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(個人情報保護委員会2-①)

施策名	特定個人情報の適正な取扱いの推進					担当部局名	総務課、参事官室		作成責任者名 (※記入は任意)	政策立案参事官 松本秀一		
施策の概要	<p>○行政機関等や民間企業がマイナンバーの取扱いを適切に行うよう監視・監督を行う。</p> <p>○特定個人情報保護評価（以下「保護評価」という。）について、評価実施機関による保護評価の適切な実施を図るため、保護評価に係る規則や指針の策定を行うほか、評価実施機関が作成した評価書の承認等を行うとともに、ウェブサイトにて国民による評価書の閲覧を可能にする。</p> <p>○マイナンバー法第9条第2項の地方公共団体が条例で定める事務（以下「独自利用事務」という。）の情報連携に係る届出を受け付け、総務大臣に通知するとともに、地方公共団体における独自利用事務の情報連携の活用を促進する。</p>					政策体系上の位置付け	個人情報の適正な取扱いの確保					
達成すべき目標	<p>○継続的に、行政機関等や民間企業におけるマイナンバーの適正な取扱いがなされるための監視・監督活動を行い、マイナンバー制度の安心・安全及び国民の信頼を確保する。</p> <p>○評価実施機関における保護評価制度の適切な運用の確保により、特定個人情報の適正な取扱いを促すとともに、国民からの信頼の確保を図る。</p> <p>○独自利用事務の情報連携の活用により、地方公共団体の行政手続における添付書類を削減し、国民の利便性を向上させる。</p>				目標設定の考え方・根拠	<p>・個人情報保護法（平成15年法律第57号）第60条（監視・監督）、第61条（保護評価）</p> <p>・マイナンバー法（平成25年法律第27号）第19条第8号（法制調整）、第27条、第28条（保護評価）</p>		政策評価実施予定時期	令和3年8月			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
					平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	
1	-	-	100%	令和2年度	-	-	-	-	-	100%	100%	<p>行政機関等、地方公共団体等及び民間事業者に対して、特定個人情報の取扱いに関する制度についての説明会・セミナーに講師を派遣して特定個人情報の取扱いに関するガイドライン等の周知・情報発信を行う必要があるため。</p> <p>なお、説明会・セミナー後にアンケートを実施して、参考になったかどうかを確認し、その後の説明会・セミナーの改善等に活用する。なお、目標値は、参加者の多くが参考になったといえるようなものである必要があるため、100%とする。</p> <p>【参考（令和元年度の実績）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の取扱いに関する制度についての説明会：23回 ・特定個人情報安全管理措置セミナー：19回
2	-	令和元年度	-	令和2年度	-	-	10件	14件	60件	50件	-	<p>立入検査を実施することによって、個人番号利用事務等実施者における特定個人情報の適正な取扱いを確保する必要があるため。</p> <p>令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、当面立入検査の実施を見送ることとし、具体的な検査実施予定数を定めていないため、実績値を把握し、記載するものとする。</p>
					-	2件	10件	27件	85件	48件		

3	年度末時点における評価対象事務数	-	-		令和2年度	-	-	-	-	-	-	-	マイナンバー法においては、評価書を公表することが評価実施機関に義務付けられているため、年度末時点における評価対象事務数を測ることは、保護評価制度の運用状況を把握するための目安となる。 しかしながら、保護評価は、評価実施機関が特定個人情報ファイルの取扱いについて自ら評価するものである。このため、委員会として目標値を設定して実施することができない性質のものであることから、実績値を把握し、記載するものとする。
4	当該年度におけるマイナンバー保護評価システムの年間稼働率	-	-	100%	令和2年度	-	-	-	-	-	-	-	国民が評価書を網羅的に検索・閲覧するためには、マイナンバー保護評価システムが稼働している必要がある。したがって、当該システムの稼働率（※）を測ることは、国民が評価書を閲覧できる環境の提供状況を把握するための目安となる。 （※）稼働率は、「（年間の総時間－年間のサービス停止時間）／年間の総時間」により算出する。なお、計画的な保守等に要するサービス停止時間は、「年間の総時間」及び「年間のサービス停止時間」から除く。

測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
5 定期的な報告の分析等	地方公共団体等における特定個人情報の安全管理措置の実施状況や委託及び再委託の実施状況等について報告を求め、安全管理措置を実施する上での課題等を把握・分析することにより、当該課題等に対して、必要があれば制度的対応（ガイドラインやQ & Aの改正）を行うとともに、当該課題等に対する説明資料の作成及び各種説明会での周知を行い、地方公共団体等における特定個人情報の管理体制の底上げを図る。	令和元年度	マイナンバー法第29条の3の規定により義務付けられている定期的な報告により、今年度については、令和元年度の地方公共団体等における特定個人情報の安全管理措置の実施状況のほか、サーバ等のHDDの更新時の廃棄等についても報告を求めた上で分析を行い、地方公共団体が必要な安全管理措置を実施する上での課題等への対応として、必要に応じて説明資料を作成し委員会ウェブサイトにて周知を行うほか、各種説明会等において、当該課題等や説明資料の周知を行う。さらに、特に報告内容に問題のある団体に対しては、個別の指導や立入検査を行うなど、より効果的な監視・監督を実施し、地方公共団体等における特定個人情報の適正な取扱いの確保を行う必要があるため。
6 ガイドライン等の周知及び広報資料への反映等	適時適切な周知と資料への反映等	令和元年度	ガイドラインに関するQ & A等の分かりやすい資料を作成・充実し、ウェブサイトに掲載・説明会で配布等することにより、個人番号利用事務等実施者における特定個人情報の適正な取扱いの確保を図るための周知を行うとともに、質問・問合せ等の内容も踏まえて資料等への反映・改正を行い、常に時宜にかなった内容で啓発を行う必要があるため。
7 特定個人情報保護評価指針の3年ごとの再検討	マイナンバー法の規定に基づき指針の再検討を実施	令和2年度	マイナンバー法第27条第2項において、「委員会は、個人情報の保護に関する技術の進歩及び国際的動向を踏まえ、少なくとも三年ごとに指針について再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする」とされており、これまでの保護評価制度の運用状況、評価実施機関からの問合せや意見・要望、特定個人情報の漏えい等の事案、技術の進歩、国際的動向などを勘案し、指針及び指針の解説の変更並びに新たに作成する運用に関する解説について具体的な内容を検討する。 また、変更適用後の指針等に基づき、評価実施機関においてより実効的な保護評価が行われるよう、周知・助言の方法等についても検討する。
8 独自利用事務の情報連携に係る届出の処理	独自利用事務の情報連携に係る届出について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則（平成28年委員会規則第5号。以下「委員会規則」という。）で定める要件を満たしているかどうかを確認することにより、独自利用事務の情報連携における特定個人情報の適切な取扱いを確保する。	令和2年度	独自利用事務の情報連携を行うには、当該独自利用事務の趣旨又は目的が、マイナンバー法別表第二の第二欄に掲げる事務のうちいずれかの事務（以下「法定事務」という。）の根拠となる法令の趣旨又は目的と同一であることや法定事務の内容と類似していることなど、委員会規則で定める要件を満たしている必要がある。上記の観点から、独自利用事務の情報連携の届出が委員会規則で定める要件を満たしているかどうかを確認することにより、独自利用事務の情報連携が無制約に拡大することを防ぎ、国民に予見可能性を与えるといった独自利用事務の情報連携における特定個人情報の適切な取扱いを確保する必要があるため。

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	令和2年 行政事業レ ビュー
	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度			
(1) 特定個人情報の監視・監督に必要な経費(平成26年度)	1,342.5 (1,164.3) 百万円	1,190.8 (1,181.3) 百万円	1,174.9 (1,167) 百万円	1,633.9 百万円	1,2,5,6	特定個人情報の取扱いに関する説明会等での周知・情報発信、検査計画に基づいた立入検査の実施、ガイドラインに関するQ&A等の資料の充実等、特定個人情報の適正な取扱いを確保するもの。	0001
(2) 特定個人情報保護評価に必要な経費(平成26年度)	33.5 (32.4) 百万円	73.5 (58.7) 百万円	78.4 (75.0) 百万円	41.3 百万円	3,4	各評価実施機関の評価書の提出・公表を支援すること等により、保護評価の適切な実施を促進するため、マイナンバー保護評価システム及びマイナンバー保護評価Webを運用するもの。	0002
(3) 独自利用事務の情報連携利用開始手続のシステム化等に必要な経費(令和2年度)	-	-	-	39.0 百万円	8	独自利用事務の情報連携の利用開始に必要となる届出手続について、新たにシステムを整備し、届出書をシステム上で受付・管理する機能等を設けることにより、行政事務の効率化及び正確性の更なる向上を図るとともに、地方公共団体に対する制度や効果の周知等を通じて一層の独自利用事務の活用促進を図る。	新02-0001
施策の予算額・執行額	-	-	-		施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定)	

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(個人情報保護委員会2-②)

施策名	個人情報に関する広報・啓発の推進					担当部局名	総務課	作成責任者名 (※記入は任意)	政策立案参事官 松本秀一			
施策の概要	個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため個人情報の適正な取扱いの確保を図る（個人番号利用事務等実施者に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む）。そのために、次に掲げる施策を実施するもの。 ・個人情報の保護に関する事業者及び消費者の理解の向上を図るための、個人情報の保護及びマイナンバー制度に関する広報及び啓発。					政策体系上の位置付け	個人情報の適正な取扱いの確保					
達成すべき目標	平成27年改正法により、新たに法の適用対象となった中小事業者等の法制度の理解促進及び消費者のリテラシーの向上				目標設定の考え方・根拠	個人情報保護法において委員会の所掌とされた、個人情報の保護についての広報及び啓発に関する事務を適切に実施するため。		政策評価実施予定時期	令和3年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度			
1 ウェブサイトの充実（アクセス件数）	528,724件	26年度（27年1～3月平均）	前年度同程度	令和2年度	-	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度同程度	前年度同程度	平成27年改正法の施行に伴い、新たに法の適用対象となった事業者を対象とした法制度の周知のほか、子どもを含め、消費者である国民一人ひとりに対して個人情報のリテラシーの向上を図ることが重要。これには、ウェブサイトを利用して、具体的事例を組み入れたわかりやすいコンテンツの紹介、委員会の活動、注意情報等について、幅広く情報発信を行うことが重要であり、関心度が高かったと思われる改正年度のアクセス件数と同程度の水準を継続させることが適当と考える。
2 説明会の理解度等	-	-	前年度同程度	令和2年度	-	-	-	-	-	85%	前年度同程度	民間事業者、行政機関等及び地方公共団体等に対して、説明会等に講師を派遣して個人情報保護制度やマイナンバー制度に関する周知・情報発信を行っている。 研修後にアンケートを実施して、内容の理解度等を確認し、その後の説明会等広報活動に活用する。なお、令和2年度の目標値については、引き続き高い水準での理解度等の達成を目指し、前年度と同程度（94%）とする。
3 幅広い層に対するウェブサイト等における情報発信及び掲載資料への反映等	適時適切な周知と資料への反映等		令和2年度		個人情報保護法に関する分かりやすい資料・ウェブコンテンツを作成・充実させ、ウェブサイトに掲載・配布等することにより、法の適用対象である事業者のほか子どもを含む消費者に、幅広く個人情報保護制度等の周知を行うとともに、質問・問合せ等の内容も踏まえて資料への反映・修正等を行い、常に時宜にかなった内容で啓発を行う必要がある。なお、令和2年3月に個別ページのアクセス件数を分析することが可能となるシステム改修が完了したため、注意情報へのアクセス数や周知・啓発に関する各種コンテンツのダウンロード数などの分析を行い、広報の企画立案に活かしていく。							

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	令和2年 行政事業レビュー 事業番号
	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度			
個人情報保護制度普及啓 発	55.2 (17) 百万円	90.9 (83) 百万円	58.0 (42) 百万円	68.0 (-) 百万円		個人情報保護、マイナンバー制度について、幅広い層に対し、ウェブサイトの充実をはじめ、説明会や広報資料を作成し広報を行う。	0004
施策の予算額・執行額	-	-	-		施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(個人情報保護委員会2-③)

施策名	個人情報に関する国際協力の推進						担当部局名	参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	政策立案参事官 松本秀一		
施策の概要	個人情報（マイナンバー(個人番号)を含む。以下同じ。）の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するため、また、経済・社会活動のグローバル化に対応するため、海外の個人情報保護当局等との協力関係の構築及び情報共有を行うもの。						政策体系上の 位置付け	個人情報の適正な取扱いの確保				
達成すべき目標	個人情報の保護に関する国際会議への出席や各国の個人情報保護当局との意見交換等による、個人データに関する国際的なデータ流通の環境整備等。					目標設定の 考え方・根拠	個人情報保護法において委員会の所掌とされた国際協力に関する事務を適切に実施するため。	政策評価実施予定時期	令和3年8月			
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	
			基準年度	目標年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度		2年度
1 国際会議等への出席件数	40件	令和元年度 -	令和2年度	-	-	-	-	-	-	-	-	国際会議等へ出席し、委員会の国際的な取組を推進するとともに、それらの取組を含む当委員会の活動について積極的に発信し、個人情報保護制度等の国際的な情報の収集を行う必要があるため。なお、国際会議等は、時期・頻度について主催者の都合や情勢等により変動するものであり、目標値を設定することが困難な性質のものであるため、実績値を把握し、記載するものとする。
2 在京大使館等との対話件数	2件	令和元年度 -	令和2年度	-	-	-	-	-	-	-	-	
3 海外の機関との対話件数	34件	令和元年度 -	令和2年度	-	-	-	-	-	-	-	-	
測定指標	目標		測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠									
4 国際会議や二国間の枠組みを活用した、国や企業単位での枠組みや国際的な基準に係る議論等の状況	個人データに関する国際的なデータ流通の枠組み構築に向けた取組の推進		令和2年度	個人データの国境を越えた流通が増大する中、個人情報の保護を図りつつ国際的なデータ流通が円滑に行われるための環境を整備することが重要となっており、国際会議や二国間の枠組みを活用し、個人情報保護ルールの相互運用を実現するための各国の個人情報保護当局間の対話を進めるとともに、日本が国際的な相互運用を主導する必要があるため。								
5 既存の国際的な個人データ移転枠組みの運用及び事業者への支援等の状況	既存の国際的な個人データ移転枠組みの円滑な運用・促進を含む、国内事業者への支援強化		令和2年度	2019年1月に発効した日EU間の相互の個人データ移転枠組みの円滑な運用（EU離脱後の英国を含む）や、APEC越境プライバシールール（CBPR）システムの促進に向けた取組を引き続き進めるとともに、国内事業者の負担軽減や海外制度の理解促進やプラクティスの向上に資するよう、情報集約・発信を行う必要があるため。								

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	令和2年 行政事業レビュー 事業番号
	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度			
(1) 個人情報に関する国際協力の推進	31.6 (72) 百万円	282 (167) 百万円	158.5 (114.8) 百万円	159.9 百万円	1~5	経済・社会のグローバル化に対応し、国際的な水準において個人情報の適正な取扱いを確保すると同時に、信頼性のある国際的な個人データ流通の枠組みを構築するためには、海外の個人情報保護当局や関係機関との国際協力関係の構築や情報共有を進めることが重要であるため、国際会議等への出席や対話を通じて、委員会の国際的な取組の推進、国際的な動向の把握、委員会の活動に関する情報発信等を行う。	0004
施策の予算額・執行額	-	-	-	-	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> 成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定) 世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(令和2年7月17日閣議決定) 経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定) 	

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(個人情報保護委員会2-④)

施策名	個人情報の保護及び利活用に関する施策の推進								担当部局名	参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	政策立案参事官 松本秀一
施策の概要	個人情報保護法が定める委員会の任務（個人情報の適切かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること）を果たすために、個人情報の保護及び利活用に関する取組を推進するもの								政策体系上の 位置付け	個人情報の適正な取扱いの確保		
達成すべき目標	認定個人情報保護団体等の民間の自主的取組の活性化に向けた支援を行うことや、個人情報の適正かつ効果的な活用を促進する観点からの情報発信を行うこと等による、個人情報等の適正かつ効果的な活用の促進						目標設定の 考え方・根拠	個人情報保護法において委員会の所掌とされた、個人情報の保護及び利活用に関する事務を適切に実施するため。		政策評価実施予定時期	令和3年8月	
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度			
1 認定個人情報保護団体連 絡会・対象事業者向け研 修会等の開催件数	2件	平成29年 度	8件	令和2年度	-	-	-	-	-	7件	8件	当委員会は、認定個人情報保護団体が主体的に行う活動の状況を適切に把握し、認定個人情報保護団体に求められる役割・機能の強化等につながるよう必要な支援を行っていく必要がある。 年度ごとの目標値は認定個人情報保護団体連絡会・対象事業者向け研修会等の前年度の開催実績値を記載する。実績値は、当委員会に権限が一元化された平成29年度からの実績値について記載する。
2 匿名加工情報の作成等の 公表数	379件	平成30年 度	600件	令和2年度	/	-	-	-	-	-	600件	
測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠							
3 個人情報等の適正かつ効 果的な活用の促進	個人情報等の適正か つ効果的な活用の促 進		令和2年度		PPCビジネスサポートデスクにおいて事業者からの相談に応じ、得られた利活用事例に関する知見を、ガイドラインやQ & Aにより事例等として周知していくことで、事業者等が個人情報等の利活用を検討しやすい環境整備を進め、個人情報等の適正かつ効果的な活用を促進する。							
4 認定個人情報保護団体の 活動状況の把握、必要な 支援の実施	認定個人情報保護団 体制度の利用の推進		令和2年度		当委員会は、認定個人情報保護団体が主体的に行う活動の状況について報告徴収等により適切に把握し、その内容を分析等することによって認定団体に求められる役割・機能の強化につながるよう必要な支援を行っていく必要がある。また、認定団体がいない業界・事業分野における新規認定団体の認定等についての検討や、特定事業活動限定型での認定を希望する団体からの相談対応に取り組む等により、制度の利用をより一層推進する必要がある。							
5 改正法の円滑な施行に向 けた取組	政令・委員会規則・ ガイドライン等整備 及び周知広報		令和2年度		個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律が成立したことを踏まえ、当該成立した改正法の円滑な施行に向けて、関係する政令・規則・ガイドライン等の整備を進めるとともに、周知広報に積極的に取り組む。							

6	官民を通じた個人情報の取扱いに係る検討	行政機関等と民間部門の法令の一体化、地方公共団体に係る個人情報保護制度に関する検討			令和2年度	いわゆる3年ごとの見直しに係る検討過程において、特に、意見募集やヒアリングの中で官民を通じた個人情報の取扱いに関する論点が多く指摘されたところ、行政機関、独立行政法人等に係る個人情報保護制度については、民間部門と法令を集約・一体化した上で、委員会が一元的に所管する方向で、政府全体として関係省庁が連携して検討を進めることとされており、委員会としても積極的かつ主体的に参画する必要がある。また、地方公共団体に係る個人情報保護制度については、地方公共団体等との懇談会等における、個人情報保護条例の法律による一元化も含めた地方公共団体における個人情報保護に係る規律の在り方等に係る実務的論点の整理を踏まえ、上記の個人情報保護制度の一元化と歩調を合わせて、地方公共団体との協議を進めていくとともに具体的な検討を行う必要がある。		
		達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等
	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度				
	個人情報の保護及び利活用に関する施策の推進に必要な経費(平成27年度)	147.7 (80.4) 百万円	127.5 (99.1) 百万円	109.2 (95.3) 百万円	116.8 百万円	1~6	個人情報等の適正かつ効果的な活用の促進のため、民間の自主的取組の活性化に向けた支援や認定個人情報保護団体の認定等を行う。	0005
	施策の予算額・執行額	115百万円	116.9百万円	105.7百万円		施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> 成長戦略実行計画、成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定) 規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定) 経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定) 世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(令和2年7月17日閣議決定) 	

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(個人情報保護委員会2-⑤)

施策名	個人情報に関する広聴・相談				担当部局名	参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	政策立案参事官 松本秀一					
施策の概要	個人情報保護法において、「個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する苦情の申出についての必要なあつせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること」、「特定個人情報の取扱いに関する・・・苦情の申出についての必要なあつせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること」及び「個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用についての広報及び啓発に関すること」が委員会の任務とされており、その任務を達成するため、電話による相談窓口を運営し、個人情報保護法の解釈等に関する一般的な質問への回答を行うとともに、個人情報、匿名加工情報及び特定個人情報（以下「個人情報」という。）の取扱いに関する苦情あつせん相談を行う。				政策体系上の位置付け	個人情報の適正な取扱いの確保							
達成すべき目標	「マイナンバー苦情あつせん相談窓口」及び「個人情報保護法相談ダイヤル（※）」の運営を行い、質問や苦情相談事案への対応を通じて、個人情報の適正な取扱いの確保を図るための措置及び周知を行い、個人の権利利益を保護する。 （※）平成29年5月29日までは「個人情報保護法質問ダイヤル」として運用しており、同月30日の改正個人情報保護法全面施行に伴い、名称を変更し運用している。以下、実績値等については「個人情報保護法質問ダイヤル」、「個人情報保護法相談ダイヤル」を同列で記載することとする。				目標設定の考え方・根拠	個人情報保護法において委員会の所掌とされた、個人情報の取扱いに関する監視又は監督並びに苦情の申し出についての必要なあつせんを適切に実施するため。		政策評価実施予定時期	令和3年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠		
		基準年度		目標年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度		
「マイナンバー苦情あつせん相談窓口」の利用満足度	-	-	-	-	/	/	/	/	/	/	80%	相談業務の質の確保・向上を図り、制度の理解を促進すること等を目的とした事業であることから、相談における利用満足度を測定指標とし、相談者が「概ね納得した（役に立った）」と回答した割合を目標値とする。目標値を算出するための過去の実績値を集計していないため、今年度の目標値については、努力目標として80%とする。 【参考指標】「マイナンバー苦情あつせん窓口」の対応件数 令和元年度：911件、平成30年度：921件、平成29年度：1036件、平成28年度：1439件、平成27年度：998件	
「マイナンバー苦情あつせん相談窓口」の苦情あつせん解決率	-	-	-	-	/	/	/	/	/	/	90%	必要なあつせんを行う窓口の役割を踏まえ、あつせんを利用した者の満足感に着目した行政サービス運営の推進の観点から、あつせんの解決率を測定指標として設定し、「解決した（相談者から納得を得た）」と回答した割合を目標値とする。今年度の目標値については、正確な数値を集計していないが、過去の実績から90%とする。	

3	「個人情報保護法相談ダイヤル」の利用満足度	-	-	-	-							80%	相談業務の質の確保・向上を図り、制度の理解を促進すること等を目的とした事業であることから、相談における利用満足度を測定指標とし、相談者が「概ね納得した（役に立った）」と回答した割合を目標値とする。目標値を算出するための過去の実績値を集計していないため、今年度の目標値については、努力目標として80%とする。 【参考指標】「個人情報保護法相談ダイヤル」の対応件数 令和元年度：16518件、平成30年度：16669件、平成29年度：23504件、平成28年度：10137件、平成27年度：1525件
4	「個人情報保護法相談ダイヤル」の苦情あっせん解決率	-	-	-	-							90%	必要なあっせんを行う窓口の役割を踏まえ、あっせんを利用した者の満足感に着目した行政サービス運営の推進の観点から、あっせんの解決率を測定指標として設定し、「解決した（相談者から納得を得た）」と回答した割合を目標値とする。今年度の目標値については、正確な数値を集計していないが、過去の実績から90%とする。
達成手段 (開始年度)		予算額計（執行額）			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等					令和2年 行政事業レビュー 事業番号	
		平成29年度	30年度	令和元年度	2年度								
(1)	広聴・相談に必要な経費 (平成30年度)	-	52.5(48.0) 百万円	53.2(23.1) 百万円	53.4 百万円	1～4	「マイナンバー苦情あっせん相談窓口」及び「個人情報保護法相談ダイヤル」において、丁寧な説明及び対応に努め、蓄積した相談・苦情等の内容分析の上、法律及び制度の内容等に関する問合せ等へのきめ細かな対応につなげる。					0006	
施策の予算額・執行額		-	...			施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）		個人情報の保護に関する基本方針					